

Ⅲ 不当労働行為の審査

1 不当労働行為事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和 6 年度に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は、前年度からの繰越し 18 件、新規申立て 14 件の計 32 件でした。このうち 15 件が終結（命令・決定 4 件（うち 2 件は併合事件のため、併合後の件数は 3 件）、和解・取下げ 11 件）し、17 件が翌年度へ繰越しとなりました。

3-1 表 不当労働行為事件の処理状況（単位：件）

年度 区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
係属 件数	前年度からの繰越		20	22	25	23	18
	新規申立て		36	30	23	22	14
	係属計		56	52	48	45	32
終結 件数	命令・ 決定	全部救済	1	0	1	3	1
		一部救済	6	3	4	2	1
		棄却	1	4	2	4	2
		却下	0	0	0	0	0
		却下及び棄却	0	0	1	0	0
		計	8	7	8	9	4
	和解・ 取下 げ	関与和解	21	18	15	15	10
		無関与和解	3	1	1	1	0
		取下げ	2	1	1	2	1
		計	26	20	17	18	11
	終結計		34	27	25	27	15
	終結率（％）		60.7％	51.9％	52.1％	60.0％	46.9％
翌年度への繰越		22	25	23	18	17	

（注 1）終結率＝終結件数÷係属件数×100

（注 2）命令・決定・和解・取下げの意味内容は、次のとおりです。

- 命令 事件の実態審理を行った上で命令を発した場合をいう。申立てを認容（全部救済・一部救済）する命令と棄却する命令がある。
- 決定 事件の実態審理に入らず、申立を不適法として却下した場合（申立期間を徒過したとき等）をいう。
- 和解 和解により終結した場合をいう。関与和解（労働委員会が関与した和解）と無関与和解（労働委員会が関与しない和解）がある。
- 取下げ 和解以外の事由により申立人が取り下げた場合をいう。

(2) 平均処理日数

令和6年度における、不当労働行為事件の平均処理日数は404日であり、終結事由別にみると、命令・決定が723日、和解・取下げが289日でした。

3-2表 不当労働行為事件の平均処理日数及び最長・最短処理日数（単位：日）

区分 \ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平均処理日数 (総平均)		356	324	327	333	404
命令・決定	平均処理日数	727	564	531	516	723
	最長処理日数	1,148	752	881	721	1,189
	最短処理日数	367	225	281	377	508
和解・取下げ	平均処理日数	241	240	231	242	289
	最長処理日数	595	473	602	589	722
	最短処理日数	53	13	7	69	137

(3) 審査期間の目標達成状況

当委員会では、審査期間の目標を原則として1年6か月以内としています。

令和6年度に終結した事件の目標達成状況をみると15件のうち11件が目標期間内に終結し、4件が目標期間を超過しました。

3-3表 令和6年度審査期間の目標達成状況（単位：件）

区分	命令	決定	和解	取下げ	合計
終結件数	4	0	10	1	15
1年6か月以内	1 (25%)	0	9 (90%)	1 (100%)	11 (73.3%)
1年6か月超	3 (75%)	0	1 (10%)	0	4 (26.7%)

(注1) ()内は、終結件数に対する割合を示したもの（端数処理の関係上合計が100%とならない場合がある。）。

(注2) 審査期間の目標は、労働組合法に基づき定めたもの。

(4) 不当労働行為事件一覧

3-4 表 令和6年度不当労働行為事件一覧

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
3-10	労働組合	X(建設業)	1 2 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	3.4.1	6.7.2	一部救済	1,189日	再審査 (使)
4-12	①労働組合A ②労働組合B	X(医療, 福祉)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.5.30	6.5.20	関与和解	722日	
4-18	労働組合	①X(建設業) ②Y(建設業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.24	6.5.22	棄却	577日	
4-20	労働組合	X(建設業)	3	・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	4.10.25	6.7.2	全部救済	617日	再審査 (使)
5-6	労働組合	①X(サービス業) ②Y(生活関連サービス業, 娯楽業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5.4.28				
5-8	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	5.6.13	6.4.17	取下げ	310日	
5-10	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.6.26				
5-11	労働組合	X(情報通信業)	1 3 4	・不利益取扱いの禁止 ・支配介入の禁止 ・報復的不利益取扱いの禁止	5.6.27	6.11.15	棄却	508日	再審査 (組合)
5-14	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.9				
5-15	労働組合	X(サービス業)	2 3	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5.8.14				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
5-16	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・未払い賃金の支払い ・ポスト・ノーティス	5. 8. 17				
5-20	労働組合	X(医療, 福祉)	2 3	・団体交渉応諾 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 11. 2	6. 10. 16	関与和解	350日	
5-21	労働組合	X(不動産業、物品賃貸業)	2	・団体交渉応諾 ・協約締結	5. 11. 10	7. 1. 21	関与和解	439日	
5-22	労働組合	X(サービス業)	2	・誠実団交実施	5. 11. 22	6. 4. 17	関与和解	148日	
5-23	労働組合	① X(建設業) ② Y(建設業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5. 11. 28	6. 7. 19	関与和解	235日	
5-25	労働組合	X(運輸業, 郵便業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	5. 12. 12				
5-26	労働組合	① X(サービス業) ② Y(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	5. 12. 21	6. 5. 8	関与和解	140日	
6-1	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 2. 9	6. 7. 19	関与和解	162日	
6-2	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2 3	・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6. 4. 26	6. 9. 9	関与和解	137日	
6-3	労働組合	① X(サービス業) ② Y(サービス業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 27	7. 3. 6	関与和解	284日	
6-4	労働組合	① X(建設業) ② Y(建設業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 28	7. 1. 29	関与和解	247日	
6-5	労働組合	X(金融業, 保険業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 5. 29				
6-6	労働組合	X(複合サービス事業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6. 6. 4				

事件 番号	申立人 (労働組合・個人)	被申立人 (業種)	第7条 該当号	請求する救済内容	申立 年月日	終結 年月日	終結事由	処理日数	不服申立等 (申立人)
6-7	個人	X(運輸業, 郵便業)	1 4	・解雇撤回 ・報復的不利益取扱いの禁止 ・ポスト・ノーティス	6.6.28				
6-8	労働組合	X(医療, 福祉)	1 2 3	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団交実施 ・支配介入の禁止 ・ポスト・ノーティス	6.7.4				
6-9	労働組合	① X(サービス業) ② Y(製造業)	2	・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6.9.5				
6-10	労働組合	X(サービス業)	2	・団体交渉応諾 ・ポスト・ノーティス	6.9.24				
6-11	労働組合	① X(サービス業) ② Y(製造業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	6.10.9				
6-12	労働組合	X(教育, 学習支援業)	1 2 3	・雇止めの撤回 ・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・支配介入の禁止	6.11.29				
7-1	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.12				
7-2	労働組合	① X(サービス業) ② Y(卸売業、小売業)	2	・団体交渉応諾、誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.2.25				
7-3	労働組合	X(教育, 学習支援業)	2 3	・雇止めの撤回 ・誠実団交実施 ・ポスト・ノーティス	7.3.28				